

社会福祉法人 神津島村社会福祉協議会

役員報酬等の支給基準について

●定款（平成 29 年 4 月 1 日施行） （平成 28 年 11 月 28 日承認）

※抜粋

（評議員の報酬等）

第 10 条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には費用を弁償することができる。

（役員報酬等）

第 24 条 役員報酬は、これを支弁しない。ただし、役員には費用を弁償することができる。

●費用弁償の額

社会福祉法人 神津島村社会福祉協議会 役員等の費用弁償に関する規程（抜粋）

別表

役員	費用弁償額	備考
理事	1回 3,000円	
評議員	1回 3,000円	
監事	1回 3,000円	

上記内容については、平成 29 年度定時評議員会において決議承認済。